

休止中の事業所の取扱い

- 休止中の事業所は、指定の更新を受けることができません。
- 更新時期までに事業を再開した上で更新の手続きを行うか、事業を廃止するかのいずれかを行う必要があります。

(1) 指定更新手続きを行う場合

事業を再開するために人員、設備及び運営基準を満たす必要があります。
そのうえで再開届を提出してください。

《再開届》

「(様式第 6 号) 廃止休止再開届出書」

なお、休止前と届出事項に変更がある場合は、変更届が必要となります。

《変更届》

「変更届出書 (様式第 4 号)」及び変更内容により、各種添付書類が必要です。

事業を再開した上で更新の手続きを行って下さい。

《指定更新申請書》

「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定更新申請書 (様式第 1 1 号)」

(2) 更新しない場合

更新しない場合は、事業の廃止届を提出してください。

なお、廃止後において、再び事業を開始したい場合には、改めて指定の申請を行うことになります。

《廃止届》

「(様式第 6 号) 廃止休止再開届出書」

様式については、次のページからダウンロードできます。

「地域密着型サービス事業者の指定・変更関係様式集」

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000004456.html>